

避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら6名（夫婦、子ら2名、夫の両親）の日常生活阻害慰謝料について、障害者認定は受けていないが自閉症との診断を受けた子ら2名に対して持病による増額分として平成23年3月から平成30年3月まで月額3万円（合計255万円の2名分）が、夫婦に対して上記の子2名又は1名の介護を恒常的に行ったことによる増額分として平成23年3月から平成29年3月まで月額3万円（合計219万円の2名分）及び平成29年4月から平成30年3月まで月額3万円（合計36万円）が、夫婦及び子ら2名と別の住居に居住していたが家業の酒店で日中一緒に生活していた夫の両親に対して原発事故によって家族の別離が生じたことによる増額分として平成23年3月から平成27年2月まで月額3万円（合計144万円）及び一時金20万円が、それぞれ賠償された事例。

## 和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1（以下「申立人1」という。）、申立人X2（以下「申立人2」という。）、申立人X3（以下「申立人3」という。）、申立人X4（以下「申立人4」という。）、申立人X5（以下「申立人5」という。）及び申立人X6（以下「申立人6」といい、総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、後掲の損害項目及び損害期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項記載の各損害項目及び損害期間についての損害賠償金として、合計金1148万円の支払義務があることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 清算

申立人らと被申立人は、後掲記載の損害項目及び損害期間について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年6月12日

（仲介委員 堀井 敬一）

事件番号 R〇—〇

項目	小項目	期間	和解金額
精神的損害	中間指針第五次追補第2の4の⑦ (増額：X1)	平成23年3月11日～ 平成29年3月31日	2,190,000
	中間指針第五次追補第2の4の⑦ (増額：X2)		2,190,000
	中間指針第五次追補第2の4の⑦ (増額：X1・X2)	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	360,000
	中間指針第五次追補第2の4の⑥ (増額：X3)	平成23年3月11日～ 平成30年3月31日	2,550,000
	中間指針第五次追補第2の4の⑥ (増額：X4)		2,550,000
	中間指針第五次追補第2の4の⑧ (増額：X5・X6)	平成23年3月27日～ 平成27年2月28日	1,440,000
	中間指針第五次追補第2の4の⑧ (一時金：X1・X2・X3・X4・ X5・X6)		200,000
損害額合計			11,480,000